

重要事項説明書（介護保険法）

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、厚生省令第37号第8条に基づいて、当施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご留意頂きたいことを説明するものです。

1. 事業者概要

事業者名称	メイワケア株式会社
主たる事務所の所在地	名古屋市昭和区滝子町 19 番 8 号
法人種別	株式会社
代表者名	代表取締役 市川 遥貴
電話番号 FAX 番号	052-825-6607 052-825-6608
法人設立年月日	令和 7 年 4 月 18 日

2. ご利用事業所

ご利用事業者の名称	メイワ訪問介護
指定番号	介護保険 2370702900
所在地	名古屋市昭和区滝子町 19 番 8 号
電話番号 FAX 番号	052-825-6607 052-825-6608
通常の事業の実施地域	名古屋市昭和区、名古屋市瑞穂区、名古屋市東区、名古屋市中区、名古屋市天白区、名古屋市千種区

3. 事業の目的

メイワケア株式会社が設置するメイワ訪問介護（以下「事業所」という。）が行う訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所のサービス提供責任者を含めた訪問介護員（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある方に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

4. 事業の方針

訪問介護の提供にあたっては、要介護者状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業者及びいきいき支援センター等、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

5. 従業員の職種、員数及び職務内容

事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- | | |
|---|--------------|
| (1) 管理者 | 1名(常勤) |
| 管理者は、事業所の従業員及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業員に運営に関する準を遵守させるため必要な指揮命令を行う。 | |
| (2) 従業員 | |
| ① サービス提供責任者 | 1名以上 |
| サービス提供責任者は、以下の職務を行う。 | |
| ② 訪問介護員等 | |
| 訪問介護員等は、サービスの提供に当たる。 | |
| (ア) 訪問介護員 | 2.5名以上(常勤換算) |

6. 営業日及び営業時間

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日を除く。
- (2) 営業時間 9:00~18:00とする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

7. 事業の内容

事業の内容は次のとおりとする。

[訪問介護]

(1) 身体介護

- ①食事介助 - 配膳から下膳まで含め食事の介助、見守りを行います。
- ②入浴介助 - 浴室への誘導や見守り、入浴中の洗身、洗髪等を行います。
- ③排泄介助 -
おむつ交換、採尿器や差し込み便器の介助、トイレやポータブルトイレへの移動介助又は見守り、誘導を行います。
- ④清拭 - 身体を清潔に保つため、全身又は部分的に身体を拭きます。また状況により足浴や手浴を行います。
- ⑤体位変換 - 褥瘡の防止のために、体位交換を行なう際の介助を行います。
- ⑥着脱介助 - できる事はご自分で行えるように配慮しながら、衣類の着脱の介助を行います。
- ⑦整容介助 - 整髪、洗面、歯磨き等の介助を行います。
- ⑧外出介助 - 身体状況により必要な介助を行い（歩行見守り・歩行介助・車イス介助等）食品・日用品の買物同行、通院時（院内以外）の外出介助を行います。
- ⑨自立生活支援のための見守りの援助 - 自立支援、ADL 向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等で、具体的には一緒に調理や掃除等の家事を行います。

(2) 生活援助

- ①買い物 - 日用品や食料品などの生活必需品の買い物を行います。買い物に伴う金銭管理には十分に注し、確認を得ながら行います。利用者宅から買い物に出掛けることが原則です。
- ②調理 - 食事の調理、配膳、食後の後片付け、食品の管理を行います。
- ③掃除 - 利用者が日常生活に使用している部屋、台所、トイレ、風呂場等の掃除、整理整頓等を行います。
- ④洗濯 - 日常的な衣類の洗濯、乾燥、取り込み、整理の他、専門的技術が必要なく短時間でできる範囲のアイロンがけ、ボタン付けや衣類のほつれの修繕など行います。
- ⑤寝具の管理 - 布団干し、シーツの交換等を行います。

8. 利用料その他の費用の額 ※【別紙料金表】あり

- (1) 訪問介護の事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。なお、事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。
- (2) 通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から、片道1キロメートル当たり15円を徴収する。

9. 緊急時等における対応方法

事業の提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告し対応する。

10. 業務継続計画に関する事項

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該計画に従って必要な措置を講ずる。

11. 虐待の防止のための措置に関する事項

- 1 事業所は、利用者の権利擁護、虐待の発生を防止するための次のような措置を講じるものとする。
 - (1) 虐待を防止するため及び身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催とともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止及び身体拘束のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するため及び身体拘束等の適正化のための定期的な研修の実施。
 - (4) 成年後見制度の利用促進
 - (5) 苦情解決体制の整備
 - (6) 前5項に掲げる措置を適切に実施するための責任者の設置
- 2 事業所はサービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見したときは、速やかに市町村に通報するものとする。

1 2 . 苦情申立窓口

	利用時間	電話番号
利用者相談窓口 (マイワ訪問介護)	(月)～(金)午前9時～午後 6時 ※祝日および12/29～1/3 は除く	052-825-6607 (担当：管理者)
名古屋市役所 介護保険課指導係	平日午前9時～午後5時	052-959-3087
愛知県国民健康保険団体連合会 介護福祉室介護福祉室	平日午前9時～午後5時	052-971-4165

